

ST基準改定（第1部、第2部）に 関する説明会

平成24年10月11, 12日

日本玩具協会

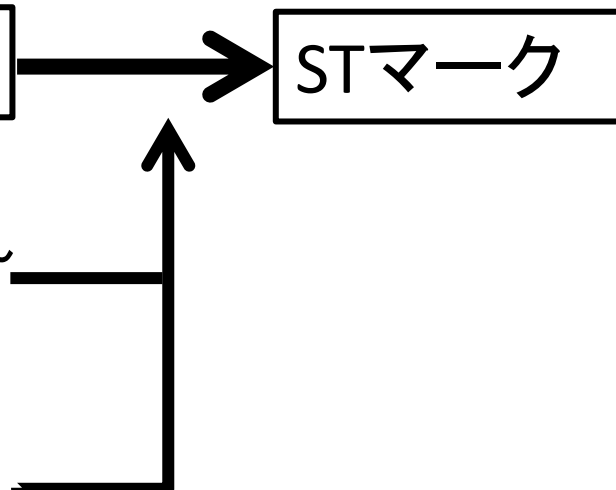
序文

- ① 第1部・第2部はISO8124を基礎とする。
- ② STマーク制度においては、子どもたちの健全な育成の観点から、差別・虐め、卑猥、動物虐待、麻薬・薬物使用、入墨、喫煙・飲酒誘因といった要素を考慮。(制度要綱第3条を参照)

制度要綱第3条

ST基準適合

STマーク




(第1章 7P
下から7行目) ST基準でカバーされ
ない潜在的危険

青少年の健全育成
の観点

適用範囲(第1章)

この基準で玩具とみなされないもの

- a) 幼児用自転車(JISD9111(2005)規定のもの)、子供用自転車(サドルの最大高さが435mm超のもの)、足踏式三輪車、足踏式自動車(三輪・四輪のもの。ただし、押手棒付のものを除く。)、ローラースケート、インラインスケート、スケートボード、キックスケーター、二人以上の子供が乗ることができるぶらんこ、木製のすべり台  SG
- J) 浴槽用浮輪
- L) 500ピース以上から成るパズル、及び絵柄のない高度なパズル
- m) 花火、雷管
- n) 8才未満の子供を対象とする、化学玩具、有機溶剤を含有する接着剤を使用する玩具及び電気調理器使用玩具
- t) 子供向けの装飾用ジュエリー(遊びの要素のあるものを除く。)
- v) 調理又は食品を温める以外の目的で電子レンジを利用する玩具

濫用試験 (4.2、 5.22)

現行基準

3才未満対象の玩具の分離不可能な部品(4.2.2.2)

引張試験 6mm 以上 50N
6mm 超 90N

18ヵ月未満の子供用の玩具(4.2.2.17)

ガラガラ、
おしゃぶり、
積木ブロック、
ベビージムの脚

その他

通過試験
落下試験
ねじり試験
引張試験
噛む試験

落下試験は全ての玩具(全年齢)に実施 (5.3 (3))

改定基準

合理的に予測可能な濫用試験(5.22)

3才未満
対象の玩具

- ① 落下試験
(転倒試験)
- ② トルク試験
- ③ 引張試験
- ④ 圧縮試験

8才未満
対象の玩具

落下試験

「洗濯可」の表示 → 6回洗濯

落下試験

「厚さ 64mm のコンクリート床」+「約 3mm の厚さのビニール製のタイル」

		玩具の重さ	落下の回数	落下の高さ	現行
対象 玩具	18 カ月未満	1.4kg 未満	10 回	138±5cm	130±5cm 10 回
	18 カ月～ 96 カ月未満	4.5kg 未満	4 回	93±5cm	85±5cm 5 回

大型でかさばる玩具は 3 回倒す。(転倒試験)

トルク試験

子供が親指と人差し指でつかむか口でくわえることができる突起部分、パーツ

(0.45±0.02)N・m で 5 秒

① 時計回り	最大 180° まで回転	10 秒維持
② 反時計回り	最大 180° まで回転	10 秒維持

引張試験

子供が親指と人差し指でつかむか口でくわえることができる突起部分、パーツ

① 水平方向に $70 \pm 2\text{N}$	10 秒維持
② 垂直方向に $70 \pm 2\text{N}$	10 秒維持

(縫い目の引張試験) 直径 19mm の円盤付「縫い目クランプ」を使用

縫い目から 13mm 以上離れた箇所、 $70 \pm 2\text{N}$ 、10 秒維持

圧縮試験

落下試験で、平坦な表面と接触できない領域

直径 $30\text{mm} \pm 1.5\text{mm}$ 、厚さ 10mm の固い金属円盤

圧力 $114 \pm 2\text{N}$ 、10 秒維持

濫用試験(5.22 項、0-3 才対象、落下試験 8 才)と個別の規定の適用関係

事例 1 濫用試験のうち、一部が引用されているケース

	要求事項	年齢範囲	解釈
4.6.5 露出したネジ 又は細い棒の 縁部	「保護キャップ」 5.22.5(トルク試験)、続いて 5.22.6.1(引張試験)を行う。	対象年齢 規定なし (0-14 才)	「0-3 才対象玩具」 5.22.5(トルク試験)、5.22.6.1(引張試験) を含めた、 <u>全ての濫用試験を行う。</u> 「3-14 才対象玩具」 5.22.5(トルク試験)、5.22.6.1(引張試験) の試験を行う。 (8 才までは落下試験を実施)

(同旨) 4.9 金属製の針金及び棒 (5.22.8(曲げ試験))

4.18.2 蓄積エネルギーを有する発射体付玩具(保護先端) (5.22.5(トルク試験)、5.22.6.4(保護部品の引張))

4.22 b) d) 分離不可能なマウスピース (5.22.5(トルク試験)、5.22.6.1(引張試験))

事例 2 濫用試験全部が引用されているケース

4.8 突起	「保護キャップ又はカバー」 5.22(濫用試験)に従って試験 したとき外れてはならない。	対象年齢 規定なし (0-14 才)	「0-3 才対象玩具」 5.22 の全ての濫用試験を行う。 「3-14 才対象玩具」 5.22 の全ての濫用試験を行う。 (8 才以上対象玩具については、落下試 験は 8 才の試験条件で実施)
-----------	--	--------------------------	---

事例 3

<p>4.24.2 「8 才以上の子供を対象とした磁力・電気実験セット」以外の玩具</p>	<p>c) 全ての「異なる形状・磁力等の磁性部品」に対して、以下の試験を規定の順番通りに行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.24 (磁石の引張試験) 5.22.2 (落下試験) 5.22.5 (トルク試験) 5.22.6 (引張試験) 5.26 (磁石の衝撃試験) 5.22.7 (圧縮試験) 5.24 (磁石の引張試験) 	<p>対象年齢 規定なし (0-14 才)</p>	<p>「異なる形状・磁力等の磁性部品」以外は通常の濫用試験のルールに従う。</p> <p>「異なる形状・磁力等の磁性部品」については、特に左記の試験を実施する。 (5.22.2 の落下試験は、8 才以上対象玩具は、8 才の試験条件で実施)</p>
---	---	-----------------------------------	---

(注) 「異なる形状・磁力等の磁性部品」の例としては、
磁石を含んだ、寸法又は形状がさまざまに異なる
複数の「細長い棒」がある。

小部品 (4.4)

36カ月未満の子どもを対象とした玩具

- ① 玩具そのもの
- ② 玩具の取り外し可能な構成部品
- ③ 濫用試験(5.22)により放出される構成部品

玩具の破片(発泡材や削りくずの欠片等)も含む。

除外:

紙製の本、紙製品(ただし、厚紙及びラミネートされたものは除外されない)

「柔軟なプラスチック」(シール等)が明文で対象となったことに注意!

36カ月未満の子どもを対象とした玩具

- ①、②、③ 3～8才 落下試験で放出される構成部品 ⇨ 警告(7.2.4.1(73P)
「3才」に注意)

鋭い縁部・尖った先端(「シャープエッジ・シャープポイント試験」に適合しないもの)であっても、合格と判定されるもの (4.6.1 a), 4.6.2, 4.7.1 a), 4.7.2)

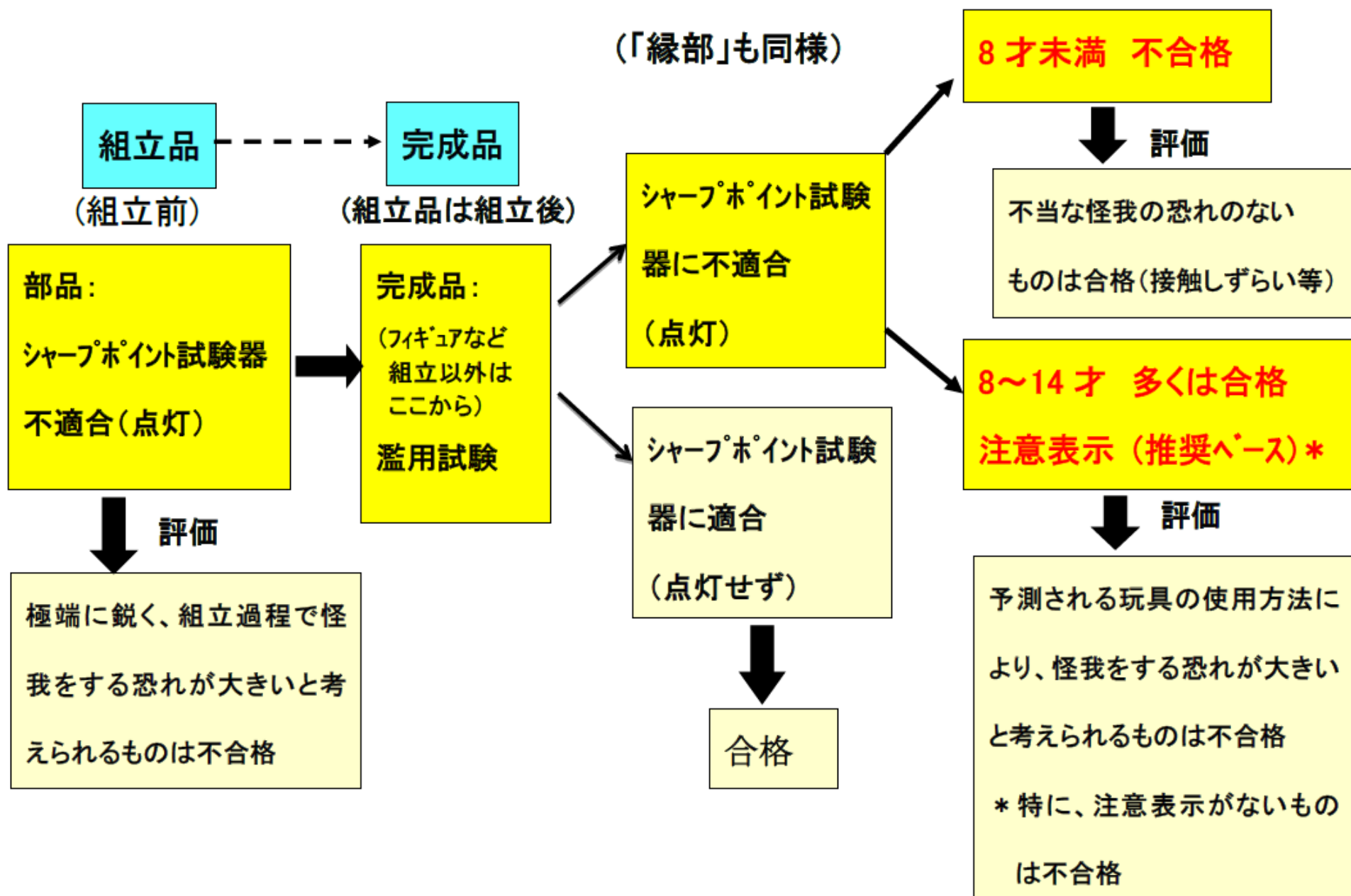
種類	例	条件
1. 不当な怪我の恐れがないと評価・判断されるもの 4.6.1 a)、4.7.1 a)	AV ケーブルの端子、カラビナ、マツバ、金属製チェーンの結合部(カニカン)等	(消費者に注意喚起を推奨)
2. 機能的な鋭い縁部・鋭い先端 4.6.2 a), c)、4.7.2 a)	金属製レールの継ぎ目板(4.6.2 c)) 電池ボックス内の電池接点(4.6.2 c))	36 カ月以上
3. 「機能的玩具」の「機能上必要な鋭い縁部・尖った先端」 4.6.2 b)、4.7.2 b)	玩具のハサミの刃、玩具ミシンの針、玩具工具キット、等 ピンバッジ、安全ピンの針	36 カ月以上 警告表記

(注) 1. は危険ではないと判断されるもの

2. 3. は危険性はあるが機能上の観点から使用が認められるもの

ST2012 第1部 4.7「先端」(プラスチック素材のケース)

(「縁部」も同様)



4. 5. 2 小球

「球」の定義(3. 21)に、

「投げる、打つ、蹴る、転がす、落とす、又は弾ませる目的のもの」

4. 5. 5 「玩具のおしゃぶり」

本物のおしゃぶりについては通知を維持。

4. 8 突起

繰り返し組み立て、分解することが意図された玩具は —————
個々の部品及び完全に組み立てられた製品について、それぞれ
別に評価する。

コード 36 カ月未満 (4.11)

「コード」: 弾性素材、モノフィラメント高分子材料、テープ、リボン、ロープ、ひも、織った及び撚った材料を含む、「柔軟な織物又は非織物素材の長いもの」、「糸」、ある種の弱くて長い「ばね」

適用対象外: 「電気ケーブル」、「安全ベルトのひも」、「バックパックの肩ひも」、「バッグ・バケツ・箱の持ち手」

対象

要件

「絡まってできる輪 (tangled loop)」、
「引き結び (noose)」
を形成することが予測できるコード

25N±2N の力で引っ張って(一方の端を固定し他方の端を引っ張る)

(18 カ月未満) 長さ 220mm 未満、220mm 未満の長さのパーツに分離

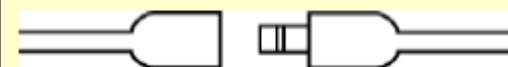
(36 カ月未満) 長さ 300mm 未満、300mm 未満の長さのパーツに分離



「絡まってできる輪」



「引き結び」



着脱具の例

対象	要件
<p>「固定された輪 (fixed loop)」</p> 	<p>(固定点の間が 94mm 未満のコード)</p> <p>25N±2N の力で引っ張って、外周が 380mm 未満</p> <p>(固定点の間が 94mm 以上のコード)</p> <p>試験具 (94mm × 25mm × 25mm のブロック) を用いて測定</p> <p>又は</p> <p>(18 カ月未満) 220mm 未満の長さのパーツに分離</p> <p>(36 カ月未満) 300mm 未満の長さのパーツに分離</p>

対象	要件	
端が自由な状態のコード (アタッチメントが付いていない。)	引張り玩具	(36 カ月未満) 25N±2N の力で引っ張って長さ 800mm 未満
	引張り玩具	(18 カ月未満) 25N±2N の力で引っ張って長さ 300mm 未満
	以外	(18 カ月～36 カ月) (") 長さ 300mm 超は警告
自動引込み式のコード 引張り玩具のコード	(36 カ月未満) 横断面の 平均寸法が 1.5mm 以上	

4. 12. 1 折畳み機構

この要求事項は、着席可能な面の幅が 140mm 未満の玩具には適用しない。

4. 13. 2 接触可能な隙間

直径5mm未満か直径12mm以上

4. 16 閉鎖的な包囲体(子供が中に入ることができる玩具)

換気口 650mm²以上 2個

(同旨 4. 16. 3 頭を覆う玩具)

4. 18 発射体

発射体とは？ (空中で自由飛行又は軌道を描いて発射されることを意図した物体)

竹とんぼ リモコンのヘリコプター (自由飛行 ×)

吸盤のある発射体は、長さ 57mm 以上

「乗物玩具」「座席付き静止玩具」に係る安定性・荷重強度 (4.15)

	安 定 性		荷重強度 (静的)	動的強度試験 (車輪付き乗物玩具)	
36ヵ月未満	横方向	傾斜 10°	荷重 25±0.2 kg	速度 (2±0.2)m/s	荷重 25±0.2kg
	足が着く場合				
36ヵ月以上 60ヵ月未満	足が着かない場合	傾斜 15°	荷重 50±0.5 kg		50mm の壁 に3回衝突
	前後方向	傾斜 15°			
60ヵ月以上 96ヵ月未満			80±1.0 kg	荷重 50±0.5kg	
96ヵ月以上			140±2.0 kg		

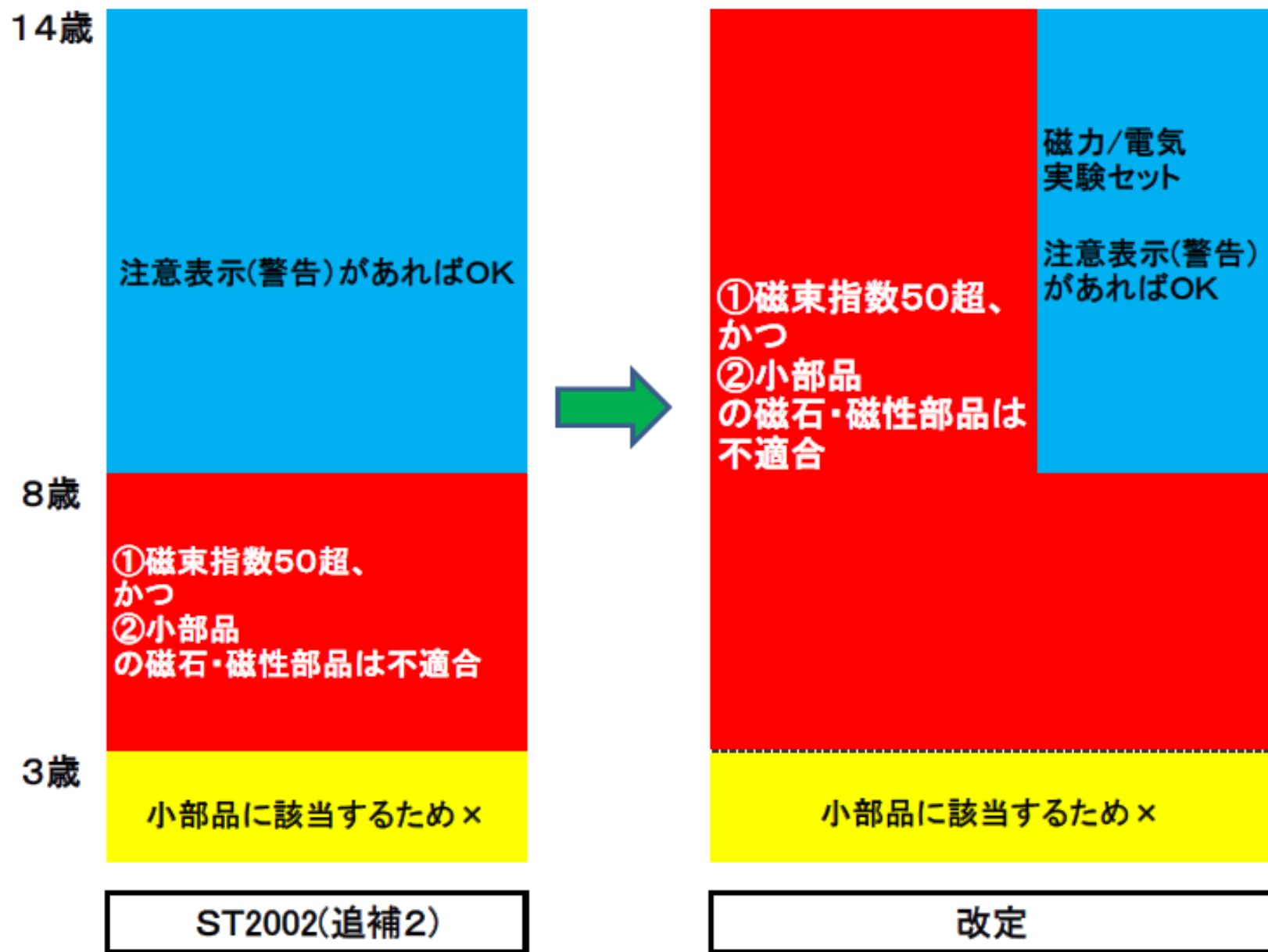
音響 (4.23)

	要求事項	試験方法 (マイク位置)
現行	全ての玩具 138dB	音源から 25cm
改定	<p>[耳の近くで使う玩具]</p> <p>連続音 (A 特性) 65dB</p> <p>衝撃音 (C 特性) 95dB</p> <p>[それ以外の玩具]</p> <p>連続音 (A 特性) 85dB</p> <p>衝撃音 (C 特性) 115dB</p> <p>(爆発・破裂作用 125dB)</p>	<p>音源から 50cm</p> <p>(注) 50cm の距離の取り方は、玩具の形状、種類毎に規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラガラ ・その他の手で持つ玩具 ・固定式・自走式の 卓上・床上玩具 ・押したり引いたりする玩具

音響の要求事項の運用

Question	Answer
「連続音」と「衝撃音」の区別がつかない音はどう測定するか？	両方を測定する。 (測定器も対応可能)
玩具自体が、複数の遊びのパターンにチェンジする場合は、どう測定するか？ (「耳の近くで使う玩具」とそれ以外、等)	それぞれの遊びのパターンの基準で測定を行う。 (例、A特性「耳の近くで使う玩具」65dB 「手持ち式玩具」85dB)
「音声モジュール」が取り外せる場合、玩具本体に取り付けた状態で測定するのか？	意図された遊びの状態での測定を行う。
50種のサウンド・パターンがある場合、全部試験するのか？	全ての音声パターンを測定し、全体について判定。(「テストモード」等を利用する。)
スピーカーにシールを貼っての音量調整は可能か？	(貼ったまま遊ぶことが明確に意図されている場合には) シールを貼ったまま測定を行う。

磁石(マグネット) (4.24): ①磁束指数50超、かつ②小部品のもの



ST2002(追補2)

改定

注)改定(ST2012)になると、①と②の両方にあてはまる場合は、ほとんどの(8歳以上の磁力/電気実験セット以外)ものが不適合となる。

現行基準(ST2002 第 11 版)

改定基準(ST2012)

義務的注意表示



警告表示 に移行

- ・3歳以上対象の玩具の小部品・小球
- ・鋭い先端・縁部
- ・18ヶ月未満対象の玩具のひも

- ・凧及びその他の飛行玩具
- ・模造保護用品
- ・発射体付玩具
- ・磁石(小部品に該当する磁束指数 50 以上)
- ・水上玩具

- ・3歳以上対象の玩具の小部品・小球
- ・機能的な尖った先端・鋭い縁部
- ・18ヵ月以上 36ヵ月未満対象の玩具のコード
- ・揺りかご、ベビーベッド、乳母車に張り渡して固定する玩具のコード
- ・36ヵ月未満対象の玩具の電線(30cm 以上)
- ・凧その他の飛行玩具
- ・模造保護用品(模造保護ヘルメット等)
- ・発射体付玩具
- ・8歳以上の子供向け磁力/電気実験セット
- ・水上玩具

警告表示 (新規)

- ・ゴム風船
- ・液体の詰まった玩具
- ・音響玩具

義務的注意表示

- ・機能的玩具
- ・化学玩具
- ・接着剤及び溶剤
- ・空気入れビニール玩具
- ・乗ることを目的としないプルトイ
- ・乗ることを目的とするもの

注意表示ガイドラインに移行

「空気入れビニール玩具」は、義務的注意表示

※「蓄積エネルギーを有さない発射体付玩具」は、
誤使用の潜在的危険性について注意喚起

従来



くばりにけい



ちゅう い 意 注

保護者の方へ 必ずお読み下さい。

- 小さな×××があります。口の中には絶対に入れないでください。窒息などの危険があります。
- 誤飲の危険がありますので、3歳未満のお子様には絶対に与えないでください。
- ボタン電池は飲み込むと危険です。お子様の手の届かない所に保管してください。万一飲み込んだ場合は、すぐに医師に相談してください。
- ボタン電池の交換は保護者の方が行ってください。
(電池を誤使用すると発熱・破裂・液漏れの恐れがあります。下記に注意してください)
- 古い電池と新しい電池、いろいろな種類の電池を混ぜて使わないでください。
- +- (プラスマイナス) を正しくセットしてください。
- ショートさせたり充電、分解、加熱、火の中に入れたりしないでください。

改定案

4色

警告(けいこく)

保護者の方へ 必ずお読み下さい。



おむねいしゅう



くばりにけい



まきつけない

- 小部品があります。誤飲、窒息などの危険がありますので、3歳未満のお子様には絶対に与えないでください。

注意(ちゅうい)

- 糸・ボールチェーンは指などに巻きついたりしないでください。血が通わなくなり危険です。
- 糸・ボールチェーンによる事故の危険がありますので、1.5歳未満のお子様には絶対に与えないでください。
- 保護者のもとで遊ばせてください。
- 製品や付属品は、使用目的以外の事には使用しないでください。
- 透明袋は梱包材ですので、開封後はすぐに捨ててください。透明袋を頭から被ったり、顔を覆ったりしないでください。窒息する恐れがあります。
- 遊んだ後は、床などに放置せず 3歳未満のお子様の手が届かないところに保管してください。

単色

警告(けいこく)

保護者の方へ 必ずお読み下さい。



おむねいしゅう



くばりにけい



まきつけない

- 小部品があります。誤飲、窒息などの危険がありますので、3歳未満のお子様には絶対に与えないでください。

注意(ちゅうい)

- 糸・ボールチェーンは指などに巻きついたりしないでください。血が通わなくなり危険です。
- 糸・ボールチェーンによる事故の危険がありますので、1.5歳未満のお子様には絶対に与えないでください。
- 保護者のもとで遊ばせてください。
- 製品や付属品は、使用目的以外の事には使用しないでください。
- 透明袋は梱包材ですので、開封後はすぐに捨ててください。透明袋を頭から被ったり、顔を覆ったりしないでください。窒息する恐れがあります。
- 遊んだ後は、床などに放置せず、3歳未満のお子様の手が届かないところに保管してください。

第2部可燃性・要求事項

試験

該当する商品の例

1. 頭部に着用する玩具(4.2)

(1) 「あごひげ、口ひげ、かつら等」

(ヘア(髪・毛)、パイル、類似の特徴をもつ材料(支えなしに垂れ下がった、リボン・紙・布紐・その他の垂れているもの*)で作られたもの)

* 玩具の構成要素で、垂れたり、緩やかに流れ出ている箇所

玩具表面から50mm以上突き出しているもの
(4.2.2)

5.2



玩具表面から(5mm以上)50mm未満の突出し
(4.2.3)

5.3

(結び目から先の長さが50mm未満か以上かで、4.2.2項か4.2.3項かを判断 ⇒ 左の2つは4.2.3項、右の2つは4.2.2項を適用)

(2) 成型及び繊維製のマスク、帽子、頭飾り、等

成型で作成したマスク (4.2.4)

5.3

繊維製のマスク (4.2.5)

5.4

フード、頭飾り等 (4.2.5)

5.4

(*1) 「垂れているもの」を有する玩具は、まず、4.2.2 又は 4.2.3 の適用を考慮する。普通の帽子(野球帽)の「つば」は、(4.2.2, 4.2.3 の)「垂れているもの」に該当しないため、(頭飾りとして)4.2.5 に分類。



被り物玩具

フード、頭飾り等

(4.2.5)

5.4

(*2) 「シュシュ」や「髪留め」でも、「支えなしに垂れ下がったリボン・紙・布でできた紐状部、その他の垂れているもの」という、4.2.2 又は 4.2.3 の定義に該当する部分がある商品は、当該要求事項の適用となる。

写真略

シュシュ

(3) 頭部に着用する玩具の垂れているもの

(4.2.5)

(*3) 本項は、「フード」と同程度の試料が取れるものを想定している。

写真略

髪留め

(但し試料不足(610×100mm)で検査免除になるものが大半) * 1

2. 「玩具の仮装用衣装」、「子供が遊びで身に
着けるように意図された玩具」 (4.3)

5.4

写真略

「ドレス」だけでなく、「手袋」や「脛当て」も単体で
本項の対象となる。

(セット物に、「4.3 項以外の要求事項に該当する
パーツ」(頭飾り等)が含まれている場合は、当該
要求事項に対応する試験も行う。)

3. 子供が中に入るよう意図された玩具 (4.4)

5.4

4. パイル地又は織物地の表面をもつ柔らかい

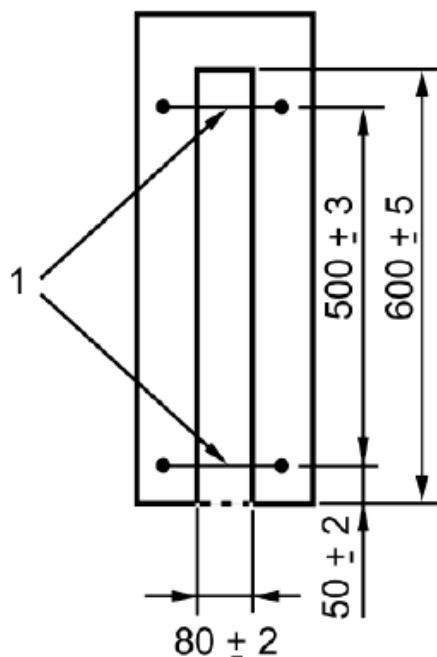
5.5

縫いぐるみ(動物、人形等) (4.5)

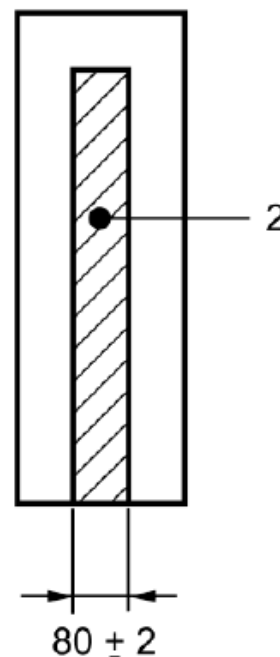
*** 1** 5.4 項「玩具から入手できる各材料から、少なくとも **610mm × 100mm の試験試料**を切り取る。」

下図のとおり、試料を試料ホルダー上に保持。試料の端部とバーナー管先端との距離は(30±2)mm。

A (表)



B (裏)

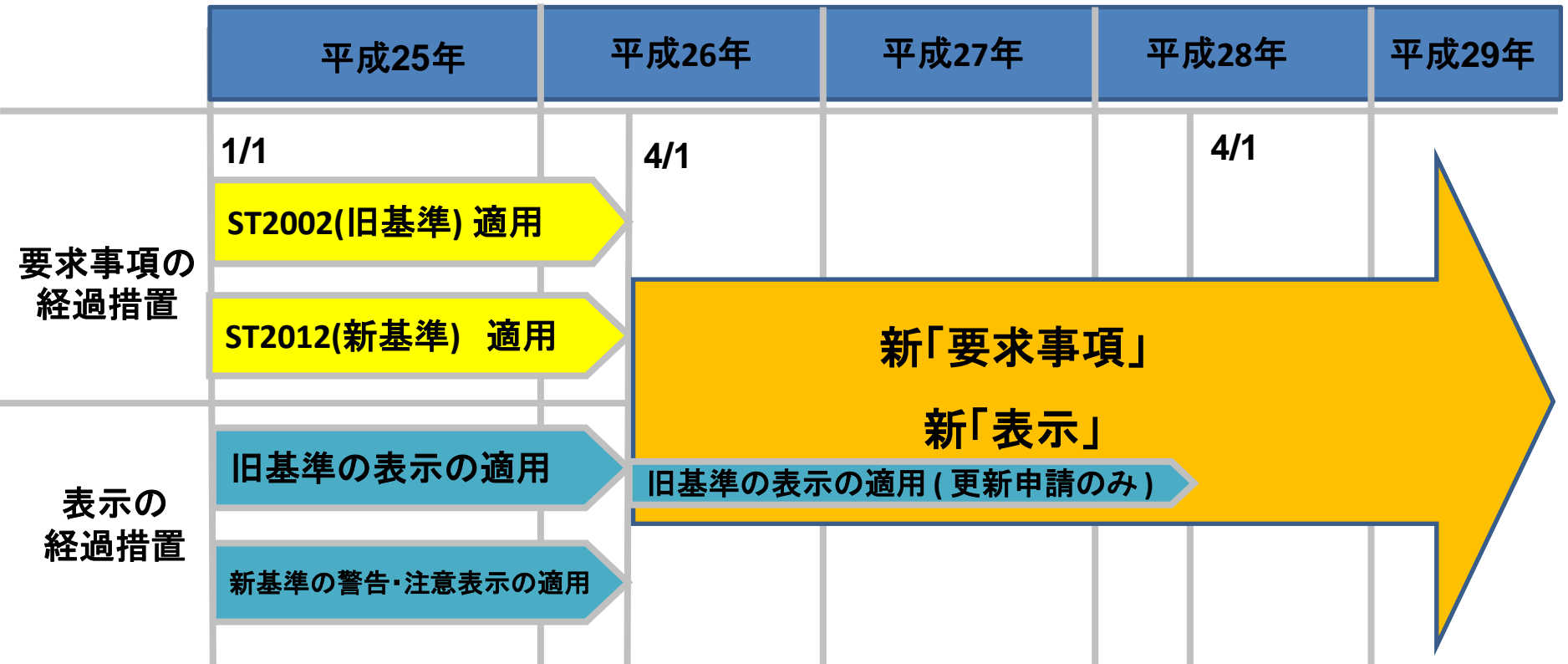


(試験炎の高さは(40±3)mm)

1. マーカー糸

2. 試料

ST2012の経過措置




1. 実施日 : 改定基準は、平成25年1月1日から適用を開始する。
2. 経過措置 :
 - (1) 平成26年3月末までは、旧基準でも申請を受け付ける。(ダブルトラック)
 - (2) 上記(1)にあって、「要求事項」と「表示」を、それぞれ新旧の組合せで申請を認める。
(なお、旧「要求事項」、新「表示」の組合せでの申請も可能だが、実際は下記(3)(全て新基準での申請)で、新要求事項に不適合となったケースが多いと予想される。)
 - (3) 新基準で不適合となった場合、当該製品について(修正を加えず)、改めて旧基準にて申請することが可能。なお、その際、「第3部の検査結果」の「転用」を認める。
 - (4) (継続商品の)更新申請については、平成28年3月末まで旧基準での表示を認める。
 - (5) 平成28年4月1日からは、(経過措置完了により)全て新基準で対応。

ST基準第1部、第2部の改定に伴う検査料金の改定について

標準小売価格	ST2002	ST2012
300 円以下	5,000 円	5,500 円
301 円以上 ~ 3,000 円以下	10,000 円	11,000 円
3,001 円以上 ~ 8,000 円以下	14,000 円	15,400 円
8,001 円以上	20,000 円	22,000 円
シリーズ製品の同時申請の軽減	2,500 円	3,000 円

[軽減(シリーズ製品の同時申請)の認定条件]

 次のスライド

[軽減(シリーズ製品の同時申請)の認定条件]

	条 件	例
1	同一の形状・材質・価格で、代表商品の検査を行うことで、他の商品の検査を省略できると判断されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ パッケージが全く異なる同一の商品(箱入り、プリスター) ・ 色違いの同一のブルドーザーのミニカー ・ 色違いの同一の猫のぬいぐるみ ・ 検査項目に影響しない、模様(イラストや柄)が異なる商品(洋風など) (なお、商品名、色、模様などで、いずれの共通項もないものを除く。)
2	同一の ST 番号・商品名で、同一の商品として一括して取引されるもの (シリーズ申請されたうち、1つでも不適合の際には、シリーズ全体が不合格となる)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全〇種類と記載して取引される低単価商品 (例:カプセル玩具・玩具菓子・カードなどのアソート商品 (単体流通されるものは該当しない))

玩具安全(ST)基準書の販売価格(消費税込み)

「第1部～第3部合体版」(当初のみ)+ 注意表示ガイドライン

会員価格 13,000 円(非会員価格 15,000 円、

英語版(第1部・第3部)20,000 円)

「第1部+注意表示ガイドライン」

会員価格 9,000 円(非会員価格 10,000 円、英語版 16,500 円)

第2部 会員価格 5,000 円(非会員価格 6,000 円)

第3部 会員価格 1,000 円(非会員価格 2,000 円、英語版 4,000 円)

注意表示ガイドラインのみ

会員価格 1,000 円(非会員価格 2,000 円)